

日本体育・スポーツ経営学会研究プロジェクト助成に関する申し合わせ

(目的)

第1条 日本体育・スポーツ経営学会研究プロジェクト助成（以下、「研究プロジェクト助成」と称する）は、学会として社会的に有益な知見が得られる研究を奨励するために、学会員による共同研究を助成し、もって日本体育・スポーツ経営学の発展に寄与することを目的とする。

(参加資格)

第2条 研究プロジェクトへの参加者は、次のとおりとする。

- 2 研究プロジェクト代表者および共同研究者は研究助成申請時に会員である者。
- 3 研究助成申請書を提出し、理事会で承認を得た者。

(公募)

第3条 研究プロジェクト助成の公募については、随時、本学会のホームページ及び会報に応募要項を掲載し、メーリングリストで配信する。

(申請)

第4条 研究プロジェクト助成を受けようとする者は、所定の申請書を記入し、研究・国際委員長に提出するものとする。

(承認)

第5条 研究プロジェクトは研究・国際委員会で選考され、常務理事会の承認を得るものとする。

- 2 選考および承認の条件は、次の通りとする。
 - (1) 体育・スポーツ経営学の発展に寄与する研究であること
 - (2) 学会が主導する研究として、社会的意義を有すること
 - (3) 研究目的が明確であり、研究方法が妥当かつ実施可能であること
 - (4) 経費の見積りが研究計画に照らして妥当であること

(通知)

第6条 研究助成の申請を受理し、常務理事会にて採否を決定した後、直ちに研究プロジェクト代表者に通知する。

(助成金の交付)

第7条 研究プロジェクトの承認が決定した後、常務理事会にて研究助成額を査定し、交付する。

(研究期間)

第8条 研究期間は、研究プロジェクト助成の申請を行い常務理事会にて認められた期間とする。

(研究報告)

第9条 研究代表者は、研究プロジェクトが終了した後、その結果を研究・国際委員長に報告する。

- 2 研究成果は、研究期間内あるいは研究期間終了後1年以内に報告しなければならない。
- 3 研究成果の報告は、次に示すいずれかの方法で行うこととする。
 - (1) 機関誌への投稿と掲載
 - (2) 学会大会における発表
 - (3) 研究集会またはシンポジウムの開催
 - (4) 所定の報告書提出
- 4 研究代表者は、年度末に収支報告書を提出しなければならない。なお、残金が生じた場合は返金することとする。

(研究計画の変更・中断)

第10条 研究計画の変更があった場合は、直ちに研究・国際委員長に届け出て、常務理事会の許可を得なければならない。

- 2 研究プロジェクトが中断された場合は、直ちに研究・国際委員長に届け出て、常務理事会の指示に従うものとする。

(返還)

第11条 研究プロジェクトを中止する場合は、研究プロジェクト代表者の責任において研究助成金の全額又は一部を返還するものとする。

(雑則)

第12条 この申し合わせによらないものについては、常務理事会の審議により決定する。

(附則)

この申し合わせの改廃は、常務理事会の承認を得なければならない。

この申し合わせは、令和2年4月1日より施行する。